

地方独立行政法人くらて病院 令和4年度年度計画

第1 年度計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 病院及び介護老人保健施設としての役割

(1) 救急医療体制の充実

地域住民の救急医療のニーズに応えるため、近隣消防署や地域医療機関と連携し、24時間365日の救急体制を継続する。感染対策を徹底することで、発熱外来や新型コロナウイルス感染症等の患者にも引き続き対応を行っていく。また、救急車応需率の向上を図る。

当院で対応困難な患者に対しては近隣の高度急性期病院と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
救急搬送受入患者数	577人	550人
救急車応需率	-%	91%
時間外受入患者数	1,380人	1,760人

(2) 不足する医療機能の補完

地域の医療需要に即した診療機能を補完するため眼科及び耳鼻咽喉科は非常勤医師による外来診療を継続する。小児科は、かかりつけ医として受診できる外来診療体制を提供する。

当院に専門医がいない診療分野については大学医局等への招聘活動を継続して行い、医療機能の補完に努める。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
眼科診療日数	半日×2回/週	半日×2回/週
耳鼻咽喉科診療日数	半日×3回/週	半日×3回/週
小児科診療日数	半日×3回/週	常勤

(3) 予防医療の取り組み

地域住民への健康維持・増進を図るために、各種検診を積極的に推進し受診者数を増加させる。

健康教室は、行政と連携し住民の需要に即したテーマでの開催を行う。

新型コロナウイルスワクチン接種や施設などの感染症対策については町と連携し、積極的な取り組みを行い感染の拡大を防止する。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
検診受診者数	242人	441人
健康教室参加者数	-人	369人

(4) 介護サービスの提供

入所では、離床時間の拡大を図り、在宅生活に即した生活リズムを整えることで、在宅復帰が可能となるような環境を整える。通所では、従来の通所リハビリテーションに加え、短時間通所リハビリテーションを開設し利用者の範囲の拡大を行う。

医療安全対策や感染防止対策は病院の取り組みと同様のものとし、利用者に安全安心なサービスの提供を図る。

居宅介護支援事業所は年々登録者が増加している。新規の登録者のニーズを的確に捉え、在宅での生活が円滑に行えるサービスが提供できるよう関係者と調整を図る。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
利用者数（入所）	19,671人	20,805人
利用者数（通所）	13,030人	16,337人
居宅介護支援事業所利用者数	633件	620件

(5) 積極的な情報発信

新たなホームページでは、医師の紹介、診療体制、当院で行うことのできる診療の内容や技術部門及び看護部門等、患者や住民に対して病院の機能が分かるよう表現していく。また、紙媒体でも法人独自の情報誌を今年度も2回の発刊を予定するとともに、町の広報誌を活用した疾病予防や健康増進に関する情報提供も継続して行う。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
情報誌年間発刊数	2回	2回

(6) 災害時における対応

鞍手町唯一の病院として、新型コロナウイルス感染症患者への対応や感染の拡大を防止する活動。また、災害発生時に医療救護活動ならびに福祉避難所として受入れができる体制の構築など、町や関係機関との連携を図り、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 利用者本位の運営の実践

(1) 利用者中心の医療・介護の提供

患者や利用者及びその家族の要望を適切に捉え、主治医及び地域連携室が中心となり、法人の病院や介護老人保健施設に限らず、利用者にとって最適な療養環境が提案できる体制を継続する。

また、地域連携室では、医療、介護、福祉及び保健などの様々な相談に応じ、安心して生活できるよう患者や利用者に適した情報の提供を行う。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
相談件数（病院）	5,319人	4,848人
相談件数（介護老人保健施設）	476人	538人

(2) 利用者の満足度の向上

診療内容、接遇及び環境の項目において利用者満足度のアンケート調査を引き続き実施する。アンケート結果は、サービス向上委員会で評価や改善方法をまとめていく。2ヶ月ごとにキャンペーンポスターを掲示し、各職員の啓発を行う。加えて、各部署に取組目標を作り、接遇の向上を図る。

患者や利用者から直接意見を伺う意見箱も引き続き設置し、様々な改善点を把握することで利用者満足度の向上につなげる。

		令和2年度実績値	令和4年度目標値
患者満足度調査（診療内容）	（入院）	75.0%	73.0%
	（外来）	55.0%	73.0%
患者満足度調査（接遇）	（入院）	78.0%	73.0%
	（外来）	55.0%	73.0%
患者満足度調査（環境等）	（入院）	62.0%	90.0%
	（外来）	34.0%	90.0%

3 良質な医療・介護の提供

(1) チーム医療の推進

患者に最善の医療が提供できるよう、必要なチームを編成し、チーム医療の推進を図る。医療安全、院内感染及び褥瘡対策など、医療法や施設基準上に必要なチームは継続し、栄養サポート、認知症や骨粗鬆症など患者の状態に即してアプローチするチーム活動を行い、良質な医療及び介護の提供を行う。

(2) 安心安全な医療・介護サービスの提供

安心安全な医療・介護サービスを提供するために、医療安全や感染防止についての研修会を開催する。研修会に参加が不可能な職員に関しては院内情報システムを利用し、ビデオ研修ができる環境を提供する。新型コロナウイルス感染症などの感染対策については、引き続き院内感染防止対策委員会を中心に、感染対策を迅速に啓発・徹底することで、院内感染の防止に努める。安全安心に寄与する研修会は院内外問わず参加を推進し得られた情報を啓発することで更なる向上を目指す。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
医療安全院内研修会の開催	5回	12回
医療安全院内研修参加率	98.2%	98.0%
院内感染防止対策研修会の開催	2回	2回
院内感染防止対策研修会参加率	99.2%	99.0%

(3) 人材育成

職務、職責に応じた研修会に参加できるように支援を行う。また各種認定資格等の取得支援を行う。幅広く実習生の受け入れを行い、後進を育成する。将来の採用候補の発掘と実習指導による自身のスキルアップを図る。

4 地域包括ケアシステムの推進

(1) 高次機能医療機関との迅速かつ円滑な連携

地域の中核病院として、地域住民の救急医療への対応を積極的に実施する。しかしながら、当院での診断や診療の継続が難しい患者については、近隣の大学病院や高次機能医療機関と連携を図り、迅速に対応できる体制を維持する。大学病院や近隣高次機能医療機関からの患者の受け入れは、地域連携室を中心に円滑な受け入れを行う。

(2) 地域との連携・訪問の推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、行政、近隣の医療機関、介護事業所及び関連団体と連携・協力し、情報を共有できる体制を目指していく。

近隣の医療や介護の従事者とともに勉強会や会議を通じて地域全体のレベルアップを図る。

在宅サービスにおいては、法人の訪問看護ステーションが中心となり、在宅でも安心して医療や介護の提供が受けられるよう、24時間365日において地域住民の健康維持をサポートする。また、鞍寿クリニックにて、施設への訪問診療を実施。病院と情報共有することで、病態の管理や疾病の悪化時に、くらて病院への円滑な受入体制を構築する。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
紹介率（全体）	40.0%	37.5%
紹介件数（町内医療機関）	439件	400件
逆紹介率（全体）	17.3%	20.0%
逆紹介件数（町内医療機関）	316件	200件
訪問看護ステーション利用者数	70人	74人
訪問看護ステーション延べ利用件数	3,253回	2,886回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の確立

(1) 運営管理体制の確立

院内の理事による会議を毎月開催し、地域の医療・介護需要を的確に把握するとともに、年度計画の進捗状況を適宜把握し、今後の対策や方針を定め迅速な対応ができるような体制を継続する。また、各科の管理者が出席する運営会議でも進捗の確認や対策を周知し迅速に実施していく。

(2) 職員参画意識の高揚

法人が作成する中期計画や年度計画を全職員に周知し、達成状況を運営会議で報告するとともに、全ての職員が閲覧できるよう発信していく。

現場の意見や要望を早期に受け取れるよう、提案された意見や要望を理事による会議や関係部署で協議し、実施可能なものは早急に取り入れ業務への反映を行う。人事評価制度については、職員のモチベーション維持・向上となるようなものを試行する。

(3) 職場環境の充実

安全衛生委員会にて、毎月各部署の休職者や就労状況を把握し、就労環境の改善につなげる。ストレスチェックの結果や過重労働者に産業医との面談を促し、職員のメンタルヘルス対策を積極的に取り組むことで、休職や離職率を抑制する。さらに、職員満足度調査を実施し、その内容を分析し、働きやすく、働き甲斐のある職場環境の充実を図る。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
離職率	5.4%	8.0%
超過勤務時間	10,454時間	8,000時間
職員満足度調査	-%	75%

(4) 適切かつ弾力的な人員配置

診療報酬や介護報酬に基づき、各職種必要な常勤数を定め、計画的かつ適切な運営が行えるようにする。新型コロナウイルス感染症対策などの突発的な事例においては、常勤以外の採用も積極的に活用し、迅速に弾力的な人員配置を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営基盤の強化

(1) 収支の適正化

徹底的な感染対策とベッドコントロールを実施し、新型コロナウイルス感染症患者の対応と病床利用率の向上の両立を目指す。

収入について各科の診療状況の分析を行い、その情報を基に診療報酬及び介護報酬改定に対しての適切な対応へと繋げ、収入幅の増加につなげていく。また、他院との連携を図り、患者受け入れを積極的に行う。適切なベッドコントロールを行うことで、入院患者数の増加を行う。

支出については、診療材料や医療機器の購入はベンチマークシステムを活用し、適正な金額で購入できるようにする。保守に関しては複数年契約や複合契約などにより、支出の節減に努める。

	令和2年度実績値	令和4年度目標値
入院単価（一般病床）	34,628円/日	33,903円/日
病床稼働率	73.2%	88.2%
外来単価	16,185円/日	7,396円/日
平均外来患者数 ※1	193.7人/日	248.0人/日
居室稼働率（老健入所）	89.8%	95.0%
平均通所者数（老健通所）	43.0人/日	53.0人/日
経常収支比率	98.0%	92.3%
職員給与比率 ※2	63.5%	72.0%

※1 予防接種、検診受診者数を除く。

※2 収入に対する職員給与費の割合

一日平均患者数

(単位：人)

	入院（一般）		外来	
	令和2年度実績	令和4年度目標	令和2年度実績	令和4年度目標
呼吸器内科	15.9	12.0	14.0	20.0
消化器内科	9.5	6.0	12.0	13.0
循環器内科	1.6	6.0	17.0	20.0
腎臓・透析	0	4.0	11.0	21.0
神経内科	0	2.0	4.0	8.0
糖尿病内科	4.0	5.0	12.0	15.0
内科	30.1	16.0	11.0	15.0
外科	7.9	12.0	11.0	15.0
整形外科	12.5	20.0	49.0	60.0
皮膚形成外科	1.8	2.0	13.0	16.0
脳外科	0	4.0	2.0	10.0
泌尿器	6.2	2.0	17.0	15.0
小児科	0	—	0	5.0
眼科	0	—	9.0	10.0
耳鼻咽喉科	0	—	4.0	5.0

(2) 役割と費用負担の明確化

診療科や診療機能の更なる充実を図り、救急患者の積極的な受入から在宅医療・介護までの多様な範囲を網羅する医療及び介護サービスの提供を行う。

医療・介護分野の利用者数および利用件数等を把握し、加えて住民や患者の要望や意見を聞き入れ、地域住民に必要な病院、運営を行う。小児科や救急といった地域が必要とする分野の繰入についての運営負担金については国からの交付税額を総務省の繰出基準に基づき繰り入れる。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省副大臣通知)に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 予算 (令和4年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
収入		
収入	営業収益	3,535,453
	医業収益	2,973,721
	介護老人保健施設事業収益	339,007
	運営費負担金収益	221,525
	その他営業収益	1,200
	営業外収益	13,360
	運営費負担金収益	8,360
	医業営業外収益	2,000
	介護老人保健施設営業外収益	3,000
	一般管理営業外収益	0
	資本収入	79,172
	運営費負担金収益	29,172
	長期借入金	50,000
	その他資本収入	0
	その他収入	0
計	3,627,985	
支出		
支出	営業費用	3,362,771
	医業費用	2,822,060
	給与費	2,084,287
	材料費	304,067
	経費	428,706
	研究研修費	5,000
	介護老人保健施設営業費用	331,223
	給与費	216,031
	材料費	30,511
	経費	84,581
	研究研修費	100
	一般管理費	209,488
	給与費	69,702
	経費	139,786
	営業外費用	27,569
	医業営業外費用	24,569
	介護老人保健施設営業外費用	0
	一般管理営業外費用	3,000
	資本支出	141,857
	建設改良費	50,000
償還金	91,857	
その他資本支出	0	
その他の支出	0	
計	3,532,197	

3 収支計画 (令和4年度)

(単位：千円)

区 分		金 額
収益の部		3,588,468
収益の部	営業収益	3,575,108
	医業収益	2,973,721
	介護老人保健施設事業収益	339,007
	運営費負担金収益	221,525
	資産見返運営費負担金戻入	29,172
	資産見返補助金戻入	10,483
	資産見返物品受贈額戻入	0
	その他営業収益	1,200
	営業外収益	13,360
	運営費負担金収益	8,360
	医業営業外収益	3,000
	介護老人保健施設営業外収益	0
	一般管理営業外収益	2,000
	臨時利益	0
費用の部		3,889,089
費用の部	営業費用	3,861,520
	医業費用	3,282,871
	給与費	2,084,287
	材料費	304,067
	経費	428,706
	減価償却費	460,811
	研究研修費	5,000
	介護老人保健施設営業費用	350,089
	給与費	216,031
	材料費	30,511
	経費	84,581
	減価償却費	18,866
	研究研修費	100
	一般管理費	228,560
	給与費	69,702
	経費	158,858
	営業外費用	27,569
	医業営業外費用	24,569
	介護老人保健施設営業外費用	0
一般管理営業外費用	3,000	
臨時損失	0	
純損失		300,621
目的積立金取崩額		0
総損失		300,621

4 資金計画 (令和4年度)

(単位：千円)

区 分		金 額	
資金収入		4,400,000	
資金収入	業務活動による収支	3,548,813	
	診療業務による収入	2,973,721	
	介護業務による収入	344,007	
	運営費負担金による収入	229,885	
	その他の業務活動による収入	1,200	
	投資活動による収入	0	
	運営費負担金による収入	0	
	その他の投資活動による収入	0	
	財務活動による収入	79,172	
	長期借入れによる収入	50,000	
その他の財務活動による収入	29,172		
前事業年度よりの繰越金		772,015	
資金支出		4,400,000	
資金支出	業務活動による支出	3,390,341	
	給与費支出	2,084,287	
	材料費支出	304,067	
	その他の業務活動による支出	1,001,987	
	投資活動による支出	50,000	
	有形固定資産の取得による支出	50,000	
	その他の投資活動による支出	0	
	財務活動による支出	91,857	
	長期借入金の返済による支出	67,288	
	移行前地方債償還債務による支出	24,569	
	その他の財務活動による支出	0	
	次期中期目標の期間への繰越金		867,802

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

300百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

現病院の敷地等については、法第42条の2の規定により設立団体である鞍手町と協議のうえ、令和4年度以降に納付等を行う。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料等

- (1) 法人の施設を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない使用料及び手数料は、理事長が別に定める。
- (4) 前2項の規定により難い診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。
- (5) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料等の減免

理事長は、特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより使用料及び手数料を減免することができる。

第10 其他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則（平成24年鞍手町規則第19号）第6条に定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画（令和4年度）

（単位：千円）

	予定額
施設・設備の整備	0
医療機器等の整備・更新	50,000

(2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

ア. 国民健康保険診療施設の役割

鞍手町国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、被保険者へ適切な医療を提供する。検診の促進、疾病予防等健康増進事業にも取り組む。またジェネリック医薬品の採用促進などにも努め、国民健康保険医療費適正化に寄与する。

イ. 介護施設及び整備に関する計画

建設後21年が経過した老健棟や診療所、新規及び更新医療機器の整備においては、計画に沿って行う。

ウ. 地域医療の充実と健全経営の両立

福岡県が定める「地域医療構想」及び「地方独立行政法人くらて病院整備基本構想」に則り、地域住民が安全安心に生活できるよう、診療機能の充実及び良質な医療・介護の提供を行う。